

- 全国公正取引協議会連合会は、公正競争規約を運用する団体の連合体です。
- 消費者が安心して商品やサービスを選択できるよう、公正競争規約の普及・啓発、企業等に対するコンプライアンス支援など、さまざまな事業を展開しています。



コンプライアンス体制を支える 4つのソリューション

【学ぶ】景品表示法セミナー

消費者庁の担当課長などを講師に招き、最新の違反事例までを網羅するセミナーを主要都市（東京、福岡、大阪、名古屋）及びオンラインで開催（9月～10月）。

【社内で徹底する】講師派遣

企業のニーズに合わせ、消費者庁・公正取引委員会で実務経験が豊富な事務局職員または専門家を社員研修等に派遣(対面・オンライン対応)。原則2時間以内(質疑応答含む)

【常備する】関係法令集

最新の法令、ガイドライン、ステルスマーケティング告示などを網羅した実務担当者の必携資料。消費者庁、公正取引委員会、地方自治体の景品表示法担当者も使用。価格：1部 3,800円(税込・送料別)

【実力を証明する】景品表示法務検定(消費者庁後援)

担当者の専門知識を客観的に証明し、体制を強化します。合格者は広告企画や法務部門の即戦力として期待され、社内のリスク管理能力向上に大きく貢献します。CBT方式(テストセンターでのPC受験)で実施されます。

公正競争規約の運用を支える、行政と産業界のハブ

✦ 行政との密接な連携

全国会議、ブロック会議など、行政と公正取引協議会が一堂に会する定例会議等を通じて、法運用の最新動向や行政方針をいち早く把握し、会員へ共有します。

✦ 情報提供と共有

会員向けに専門的なセミナーを開催するほか、会員専用のWebサイトやメールなどを活用し、最新の法改正情報、行政の動向、コンプライアンスに関する各種情報を迅速に提供しています。また、連合会では、違反行為の未然防止に資するため、課徴金納付命令、確約計画の認定、公正取引委員会による排除命令等の事例を網羅したデータベースを共有しています。

✦ 新規規約設定の伴走支援

新たに規約を設定する業界、既存の規約を改正する業界に対し、その準備段階から認定・告示に至るまで、連合会が強力にバックアップします。



公正競争規約とは

公正競争規約は、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）第 36 条の規定により、事業者または事業者団体が、消費者庁長官および公正取引委員会の認定を受けて、景品類または表示に関する事項について自主的に設定する業界のルールです。

景品表示法の抽象的な部分を補完し各業界の商慣習や実態を考慮し、「何が良くて何が悪いのか」を具体的かつ明瞭にルール化しています。

景品規約 37、表示規約 66 協議会数 79（うち連合会の会員数：76 協議会）

公正取引協議会による自主的な活動

規約の概要や活動内容について、ウェブサイト、パンフレット、解説書などにより、事業者や一般消費者に周知し、相談に応じています。

また、商品やサービスの表示が規約に合致しているかを調査し、規約違反について措置を行っています。

公正競争規約の 3 つのメリット

※ 盤石なコンプライアンス

公正競争規約は単なる自主基準とは一線を画します。
規約を遵守している限り、原則として景品表示法違反には問われません。
参加事業者にとって、強力な法的保護（セーフハーバー）として機能し、コンプライアンス経営の確固たる基盤となります。

※ 「公正な競争環境」の確保

規約は、過大な景品提供による不健全な顧客誘引や、実態を伴わない不当な表示を業界全体で防ぎます。
これにより、すべての事業者が商品やサービスの質そのもので競い合えるようになります。
ルールを守る正直な企業が損をしない、公正な市場を守ります。

※ 消費者の信頼を勝ち取る「公正マーク」

規約に従って適切な表示を行う商品や広告には「公正マーク」、規約に参加する会員の店舗には「会員証」を表示できます。これらは、消費者が安心して商品やサービスを選ぶ「信頼の証」として機能し、企業のブランド価値を高めます。

（※なお、公正マーク等の導入状況は業界により異なります。）

公正マークと会員証：消費者の安心に訴求する強力なブランディング



セミナー、講師派遣、法務検定、法令集のお問い合わせ先：

一般社団法人全国公正取引協議会連合会

〒107-0052 港区赤坂 1-4-1 赤坂 KS ビル 2F

電話 (03) 3568-2020

URL : <https://www.jfftc.org/>

